**平成２６年（フ）第１７３９号**
横浜市都筑区佐江戸町290番地１　リバーサイド岡本１―202
債務者　黒木　哲也
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１７４１号**
神奈川県鎌倉市山ノ内803番地　アネックスシオヤ102
債務者　伊藤　吉秀
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３６５号**
川崎市宮前区菅生６丁目16番14号
債務者　岩崎　治子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第３８２号**
川崎市中原区井田１丁目31番13号　サンビューハイツ103
債務者　竹内　昭生（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第３９４号**
川崎市川崎区渡田１丁目１番15号　コーポ浅香202
債務者　豊田　三夫
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第４０５号**
川崎市川崎区池上新町２丁目14番３号　コーポラス佐川201
債務者　篠崎　　寛
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第４０９号**
川崎市高津区溝口５丁目１番３号　サンライヅ広梅
債務者　三浦　彦和
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第３７４号**
静岡県浜松市中区中沢町64番17号
債務者　曲淵　將俊
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第３７７号**
静岡県浜松市中区上島２丁目21番３号　ガーデンコート上島101
債務者　福原　郁子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第３０号**
大分県国東市安岐町塩屋290番地９　野田ハイツ102号
債務者　尾関　勝広
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時45分
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２６年（フ）第３２号**
大分県杵築市大字杵築754番地３　ガーデンハイツＡ101
債務者　江藤　嘉久
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２６年（フ）第１２３号**
静岡県焼津市塩津108番地　塩津田住宅Ｃ棟、旧住所静岡県焼津市田尻2584番地の４
債務者　増田　康彦
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１８５号**
北海道中川郡幕別町札内共栄町172番地の１　プリーマクレスタ202号室
債務者　伊原　清香（旧姓金塚）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２６年（フ）第１８６号**
北海道帯広市東１条南８丁目20番地２　東１条ハイツ506
債務者　根本美知子（旧姓大日向）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２６年（フ）第８０２号**
東京都福生市牛浜89番地ロイヤル牛浜203号室
債務者　池田　有香
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部